

# 日本税関における知的財産侵害物品の水際取締制度の現状と懸念事項

会員 鷺 健志

## 要 約

日本税関における知的財産侵害物品の水際取締制度は、輸入又は輸出差止申立ての根拠となる知的財産の種類が多く、申立ての受付から受理・不受理の決定までの期間が迅速であり、税関が侵害物品と認定すると、輸入等を差止し、最終的には没収廃棄する等、取締の効果も強力であり、手続が簡易迅速な上に税関費用が原則無料なのでコストパフォーマンスもよい。そのため、筆者は10年ほど前、世界のベストプラクティスの一つであり、積極的な活用が期待されると評価した。しかし、最近の利用状況は増大傾向にあるとは言えないようであり、権利者が利用するのを懸念する事項も見受けられるので、これらを指摘することで、今後の制度の改善と利用増大を期待したい。

## 目次

1. はじめに
2. 水際取締制度の近年の主な改正点
3. 水際取締制度の最近の利用状況
4. 水際取締制度の懸念事項
5. おわりに

## 1. はじめに

筆者は、パテント2013年10月号掲載の拙稿「日本の水際取締の知財紛争解決手段としての活用」<sup>(1)</sup>において、日本税関の知的財産侵害物品の水際取締制度の優れた特徴を紹介した。すなわち、輸入又は輸出差止申立ての根拠となる知的財産の種類が多い。申立ての受付から受理・不受理（保留）の決定までの期間が1~2ヶ月（専門委員意見照会があっても3~5ヶ月程度）と迅速である。差止申立てが受理された場合、日本全国の税関において輸入（輸出）申告の審査・検査の際に侵害疑義物品が監視され、発見された場合には、疑義物品を税関に留めたまま、1ヶ月程度で侵害該否の認定が行われる。税関に侵害物品と認定されると、輸入等を差止され、最終的には没収廃棄される等、取締の効果、ひいては侵害抑止効果も強力である。手続が簡易迅速な上に、供託金を要求された場合を除き、税関への費用は無料であるから、コストパフォーマンスも優れている。このようなことから、日本の水際取締制度について、権利者が知財紛争を解決する手段として、世界のベストプラクティスの一つであり、従来の商標権・著作権等による模倣品・海賊版対策に止まらず、不正競争防止法違反物品や、特許権によるライバル企業の競合品への対策など、積極的な活用が期待されると評した。

その後ほぼ10年が経過し、水際取締制度が改正されてきているので、近年の主な改正点を簡単に紹介する。そして、水際取締制度の最近の利用状況を考察すると共に、その過程で見えてきた、権利者が水際取締制度を利用しようとする際の懸念事項を指摘する。

なお、輸入差止申立て等の個別事例は詳細が公開されていないため、本稿は、法令・通達・税関ホームページ掲載事項等の公開情報の他は、筆者の個人的経験に基づく見解を述べたものであることをお断りしておく。

## 2. 水際取締制度の近年の主な改正点

### 2. 1 水際取締対象となる知的財産侵害物品の追加

平成28年(2016年)6月1日施行の関税法改正により、不正競争防止法第2条第1項第10号に規定される営業秘密侵害品が、「輸入してはならない貨物」及び「輸出してはならない貨物」に追加された。

### 2. 2 意見聴取の場の省略

令和2年7月1日施行の通達改正により、専門委員意見照会を実施しない場合を明確化すると共に、税関・専門委員・当事者の合意があれば、意見聴取の場を省略して、専門委員による意見書の作成をできることとした。

### 2. 3 差止申立ての決定に関する「保留」の廃止

令和4年7月1日施行の通達改正により、差止申立ての受理・不受理の決定に関する「保留」の選択肢を廃止して、専門委員は、意見書作成時点で侵害の事実の疎明が十分と認められない場合は、疎明不十分(不受理とすべき)との意見を述べる事が明記された。

これに関しては、権利者が水際取締制度を利用する際の懸念事項として後述する。

### 2. 4 専門委員意見照会の結果の原則公表

令和4年7月1日施行の通達改正により、専門委員意見照会の結果については、権利者や利害関係者などの関係者の意向によらず、原則として公表されることになった。

したがって、権利者が、専門委員意見照会の結果(申立てを不受理とすべき旨の専門委員意見など)の公表を避けたい場合には、輸入差止申立てを取下げることが必要になる。

### 2. 5 商標権及び意匠権侵害品の個人輸入の取締強化

産業財産権の侵害となるのは、「業として」の実施や使用に限られるため、個人使用目的による行為(輸入や使用など)は、産業財産権の侵害とならない。特に近年では、インターネットなどを経由した電子商取引の発展や、国際貨物の配送料金の低下等を背景に、「海外の事業者」が「日本国内の個人」に直接販売・送付した模倣品について、個人が携行品として所持して日本へ持ち込んだ場合や、個人宛に郵送等されてきた場合に、個人使用目的であるとして、産業財産権の侵害とならずに、税関において没収等がされない事案が急増していた。

そのため、令和4年10月1日施行の商標法及び意匠法改正により、海外の事業者が模倣品(商標権又は意匠権侵害品)を郵送等により日本国内に持ち込む行為が商標権又は意匠権侵害行為となることが明確化されると共に、同日施行の関税法改正により、海外の事業者が郵送等により日本国内に持ち込む模倣品(商標権又は意匠権侵害品)が「輸入してはならない貨物」に追加された。

ただし、特許法及び実用新案法は改正されなかったため、特許権及び実用新案権に関しては、個人使用目的による輸入などの行為が侵害にならず、税関において没収等がされない問題が残ったままである。

### 2. 6 認定手続の簡素化手続が全ての知的財産に拡大

令和5年10月1日施行の関税法施行令改正により、知的財産権侵害物品の認定手続における簡素化手続が差止申立てを受理された全ての知的財産に拡大された。

これにより、輸入差止申立てが受理された全ての知的財産に係る侵害疑義物品は、簡素化手続の対象となり、輸入者が侵害物品に該当するか否かを争う旨の書面を所定期間内に提出しなかった場合、税関は、権利者及び輸入者に証拠・意見の提出を求めず、侵害の該否を認定する。

### 3. 水際取締制度の最近の利用状況

#### 3. 1 令和元年～5年の輸入差止申立て新規受理件数

財務省が公表している毎年の「税関における知的財産侵害物品の差止状況」の「輸入差止申立て件数」によれば、令和元年から令和5年までの各年における輸入差止申立ての新規受理件数は、以下の表1に記載したとおりである。

表1 各年の輸入差止申立て新規受理件数

輸入差止申立て 新規受理件数	令和 元年	令和 2年	令和 3年	令和 4年	令和 5年
特許権	4	9	16	9	5
実用新案権	0	0	0	0	0
意匠権	23	23	15	12	10
商標権	40	55	50	38	56
著作権	4	8	4	3	1
著作隣接権	10	5	1	0	0
育成者権	0	0	1	0	0
不正競争防止法違反物品	0	2	0	1	0
周知表示混同惹起品	0	1	0	0	0
著名表示冒用品	0	0	0	0	0
形態模倣品	0	0	0	0	0
営業秘密侵害品	0	0	0	0	0
技術的制限手段無効化装置	0	1	0	1	0
合計	81	102	87	63	72

表1によれば、全ての知的財産を併せた輸入差止申立ての新規受理件数は、令和2年の102件をピークとして、その前後の令和元年及び3年は80件以上あったが、令和4年は63件と急減した。令和5年は72件に増加したが、種類別の内訳を見ると、商標権が前年より増加したのみで、他の権利はいずれも前年より減少しているため、知的財産全体として輸入差止申立ての新規受理件数が増大傾向にあるとは言えない状況である。

種類別の内訳を見ると、商標権については、新規受理件数が毎年最も多く、全体の半数以上を占めており、また過去5年間では直近の令和5年が最も多いので、輸入差止申立ての利用は一貫して多い傾向にある。

しかし、特許権や意匠権などその他の権利については、令和元年～3年にピークがあり、その後の令和4～5年は新規受理件数が減少傾向にある。

不正競争防止法違反物品については、令和元年～5年の5年間で、不正競争防止法第2条第1項第1号に該当する「周知表示混同惹起品」が1件、同第17号又は第18号に該当する「技術的制限手段無効化装置」が2件、合計3件のみである。筆者の知る限り、過去に遡っても、同2号の「著名表示冒用品」、同3号の「形態模倣品」、及び同10号の「営業秘密侵害」に係る輸入差止申立ての受理件数は無い。すなわち、不正競争防止法違反物品に係る差止申立てのこれまでの利用状況は、「技術的制限手段無効化装置」に係る輸入差止申立ての新規受理が数年に1件ある程度であり、極めて稀（10年に1件程度）に「周知表示混同惹起品」に係る輸入差止申立てが受理されることはあるが、その他の不正競争防止法違反物品に関しては差止申立てが受理された案件が1件も無いのが実情である。

もっとも、令和2年から令和4年は新型コロナウイルス感染が世界的に蔓延し、経済社会活動の自粛を余儀なくされていた時期であるため、輸入差止申立ての新規受理件数にもその影響が出た可能性は否定できない。今年令和6年は、コロナ感染による社会経済活動への影響はほぼ感じられない状態になっているため、輸入差止申立ての新規受理件数がどのようになるのか注目したい。

### 3. 2 令和元年～5年の専門委員意見照会の件数

財務省が公表した「令和5年の税関における知的財産侵害物品の差止状況」の「専門委員意見照会件数」によれば、最近5年間の差止申立て及び認定手続における専門委員意見照会件数は、以下の表2に記載したとおりである。

表2 各年の専門委員意見照会件数

差止申立て及び認定手続における専門委員意見照会件数	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
特許権	3	1	5	3	1
実用新案権	0	0	0	0	0
意匠権	0	3	2	5	1
商標権	0	1	0	0	0
著作権	0	0	0	0	0
著作隣接権	0	0	0	0	0
育成者権	0	1	1	0	0
不正競争防止法違反物品	0	0	0	0	0
<b>知的財産別件数 合計</b>	<b>3</b>	<b>6</b>	<b>8</b>	<b>8</b>	<b>2</b>
受理	0	3	6	5	1
一部受理	0	0	0	0	0
不受理	2	3	1	2	1
保留	1	0	0	0	0
(差止申立て取下げ)	(0)	(0)	(1)	(1)	(0)
該当認定	0	0	0	0	0
非該当認定	0	0	0	0	0
<b>処理別件数 合計</b>	<b>3</b>	<b>6</b>	<b>8</b>	<b>8</b>	<b>2</b>

表2の知的財産別の件数を見ると、専門委員意見照会が実施されるのは、従来同様、特許権及び意匠権による差止申立てが中心であり、育成者権の差止申立てにも実施されている。商標権の差止申立てについては例外的に稀に実施される程度であり、他の権利については実施されていない。なお、不正競争防止法違反物品については実施されていないのは、税関へ輸入差止申立てする要件として、不正競争防止法違反物品に該当する旨の経済産業大臣意見書を取得することになるので、専門委員意見照会の対象外とされているためである。

処理別の件数を見ると、「認定手続」において専門委員意見照会が実施された場合の「該当認定」又は「非該当認定」の件数が0であるので、最近5年間において、専門委員意見照会が実施されたのは「差止申立て」においてのみであり、「認定手続」においては実施されていない。これも従来通りである。

## 4. 水際取締制度の懸念事項

### 4. 1 差止申立ての「保留」廃止による影響について

令和4年7月1日施行の通達改正前は、特許権による輸入差止申立てにおいて、専門委員意見照会が実施された場合に、輸入者などの利害関係者が、当該特許権に無効理由があることを主張すると共に、特許庁に特許無効審判を請求したときに、専門委員は、特許庁の無効審判の判断が出るまで保留すべき旨の意見書を作成することが可能であり、税関も差止申立ての受理又は不受理の決定を「保留」することが可能であるとの運用を行っていた。そのため、権利者は、輸入差止申立てをした場合に、たとえ利害関係者が特許無効審判を請求したとしても、税関が決定を「保留」した後に、特許無効審判において請求棄却（特許有効）審判を得ることができれば、当該審判を税関に提出することによって、保留されていた輸入差止申立てについて「受理」決定を得ることが可能であった。

しかし、令和4年7月1日施行の通達改正後は、税関が差止申立ての受理又は不受理の決定を「保留」することは廃止された。しかも、利害関係者が特許無効審判を請求したときには、当該無効理由が成立しないことを権利者

が疎明できなければ、差止申立てを「不受理」とする運用になったと理解している。その結果、権利者としては、特許権による輸入差止申立てをした場合に、利害関係者から特許無効審判を請求されてしまうと、差止申立ての「不受理」決定を受けるリスクが高くなったと認識することになる。特に特許権侵害に関しては、侵害か否かを争うと共に、特許無効理由の成否を争うことが通常であるので、当該通達改正は、権利者が特許権による輸入差止申立てを利用しようとする意欲を減退させる悪影響を生じさせている懸念がある。

前記表1によれば、特許権による輸入差止申立ての新規受理件数は、令和3年の16件をピークとして減少傾向が続いており、通達改正後の令和5年には5件にまで減っている。今後も特許権の減少傾向が続くようであれば、権利者が輸入差止申立てを利用する意欲を減退させる要因を無くすため、差止申立ての「保留」を復活させることを検討すべきである。

#### 4. 2 意匠権の輸入差止申立書に添付する侵害事実疎明資料について

税関のウェブサイト「知的財産侵害物品の取締り」には、「権利別申立ての具体的手順」のサイトがあり、権利別に、輸入差止申立書の記載例、添付書類の記載例をダウンロードできるようになっている。「意匠権」についても、輸入差止申立書に添付する必要書類として、「侵害の事実を疎明するための資料の作成例（意匠）」をダウンロードできるようになっている。

この意匠の侵害事実疎明資料の作成例の内容は、意匠権侵害訴訟の判決における登録意匠と被告意匠との類否判断手法に準ずるような内容となっており、「本件意匠の特徴部分（要部）の検討」の欄を設けて、意匠に係る物品の性質・用途・使用態様、さらには公知意匠にはない新規な創作部分の存否等を参酌して、その物品の需要者（取引者を含む）の注意を最もひきやすい部分がどこかを検討し、記載するとされている。この作成例には、特徴部分（要部）の検討は必須ではない旨が記載されている。しかし、筆者の経験によれば、税関に輸入差止申立てする前には、通常、税関に事前相談することを要求されており、この事前相談において、公知意匠を提示し、これらを参酌した上で、登録意匠の要部を特定することを求められる。しかも、意匠公報に参考文献として記載された、特許庁での意匠審査の際に参酌された先行意匠だけではなく、権利者の公知製品なども公知意匠として提示して、登録意匠の要部を特定することを強く推奨ないし要求される場合もある。

ところで、意匠権侵害訴訟の訴状においては、通常、権利者が最初から公知意匠を提示して登録意匠の要部を特定するようなことは行わない。自らが提示した公知意匠により、登録意匠の権利範囲（類似範囲）を狭めてしまうリスクや、相手方によって意匠登録無効理由の根拠として利用されるリスクがあるためである。このような意匠権侵害訴訟の訴状の通常の記載内容と比べると、意匠権の輸入差止申立書に添付する侵害事実疎明資料に作成例として要求されている記載内容は、権利者に不利益に働くリスクのある過大な負担を求めているとも言える。

もっとも、税関の輸入差止申立てにおいては、裁判所に比べて、簡易迅速に手続を進めることの重要性及び必要性が高いので、利害関係者から意見書が提出されなかったとしても、申立書に添付された侵害事実疎明資料によって税関が申立ての受理又は不受理を判断できるように、侵害事実疎明資料の記載を当初から充実させるべきであるとの見解も考えられる。

しかし、意匠権の輸入差止申立てにおいては、権利者が、差止対象物品の輸入者や製造者を特定することができないことが多い。しかも、輸入差止申立てのあったことが受理前に税関ホームページに公表されて、利害関係者に意見書を提出する機会が与えられる場合、意匠権の登録番号は公表されるが、差止対象物品の写真などは公表されない。そのため、侵害事実疎明資料に記載された差止対象物品とは異なる物品の輸入者などが、利害関係者として意見書を提出する場合も起こり得る。そのような場合であっても、利害関係者からの要求があれば、税関は輸入差止申立書に添付された侵害事実疎明資料などを当該利害関係者に送付して、意見書を提出する機会を与える運用となっている。その結果、輸入差止申立書に添付した侵害事実疎明資料に記載された差止対象物品とは異なる物品に関する利害関係者に、侵害事実疎明資料が提供されてしまう上に、利害関係者から提出された意見書においては、差止対象物品とは異なる物品の意匠について、登録意匠に類似する意匠でないとの反論が行われるという事態が、現在の水際取締制度及び運用の下では起こり得るのである。

このように、現在の水際取締制度及び運用では、意匠権の輸入差止申立書に添付した侵害事実疎明資料に記載された差止対象物品とは異なる物品の輸入者、言わば当該差止対象物品とは無関係の者に対して、侵害事実疎明資料が提供されてしまう事態が生じるリスクを回避できないにもかかわらず、意匠権侵害訴訟の訴状には通常記載しない、権利者に不利益に働くリスクのある公知意匠の提示や登録意匠の要部の特定の記載した侵害事実疎明資料を輸入差止申立書の添付資料として提出するのを要求することは、意匠権の権利者が輸入差止申立てを利用する意欲を減退させる懸念があるものである。

このような懸念を払拭して、意匠権の輸入差止申立ての利用を促進するためには、意匠権の輸入差止申立書に添付する侵害事実疎明資料は、公知意匠を参酌して登録意匠の要部を特定する記載は不要として、登録意匠と差止対象物品の意匠とを対比して、両者が類似する意匠であることを簡潔に述べた程度の鑑定書で足りるものとすべきである。そして、利害関係者が意見書を提出してきた場合に、その意見書に記載された物品を差止対象物品とした上で、専門委員意見照会を実施して、権利者と利害関係者との間で、公知意匠の参酌などを踏まえた登録意匠の要部の特定や、登録意匠と差止対象物品の意匠との類否を論じさせることが合理的である。

## 5. おわりに

日本税関の知的財産物品の水際取締制度は、輸入及び輸出差止申立ての根拠となる知的財産の種類が多いなど、世界的に見ても優れた特徴を有している。しかし、不正競争防止法違反物品、特許権侵害品、意匠権侵害品などの差止申立てが可能な制度であったとしても、権利者が実際に利用することが少なければ、絵にかいた餅に過ぎない。制度は利用されてこそ価値を有する。権利者が制度を利用する意欲を損なう要因があれば、取り除いていくことが望まれる。

### (参考文献)

(1) 鷲 健志、パテント Vol.66、No.12、pp36～48

(原稿受領 2024.6.11)